



遺贈のご案内

Bequest Information

あなたが生きた証を、
命が等しく救われる
未来に刻む



photo by Junji Naito

 **Japan Heart**
目の前のひとりの生まれてきて良かったを、
日本の医療から

医療の届かないところに医療を届ける

いつか必ず終わりを迎える命。

あなたが、あなたの大切な人が、この世界に確かに存在した“生きた証”として、遺せるものはきっとたくさんあります。

私たちは、日本と開発途上国で命を救う活動をしている国際医療 NGO です。

一貧しい国で死にゆく子ども

一日本で病気と闘う子どもと家族

一被災地の人々

医療の届かないところに医療を届け、一人ひとりと向き合い救うことで、誰しもが「生まれてきて良かった」と思える世界をめざしています。

まだ道の途中、これからも多くの支えが必要です。
この未来に、あなたの想いを託しませんか—?



開発途上国での活動



Vision
ビジョン

すべての人が、生まれてきて良かったと思える世界を実現する。

Build a world where everyone can be grateful for the gift of life.

私たちは、出会えた一人ひとりの輝く人生のために、治療を超えた医療の可能性を追求し続けます。

日本国内での活動



寄付金で建てたカンボジアの病院で、小児がん手術など高度医療を無償で実施



情勢により医療崩壊下にあるミャンマーで、最後の希望として多くの患者が訪れる



アジアで最も貧しい国のひとつラオスで、現地医師への医療技術移転などに取り組む



国内外で大規模災害が発生した際は医療支援チームが出動。対策活動にも注力



病気で外出に不安を抱えるがんの子どもと家族の旅行に医療者が付き添うサポート



医療者不足が深刻な離島・へき地に看護師を派遣し、日本の地域医療に貢献

「すべての命が大切にされる」社会へー 救われた人も救った人も、つながっている。

遺贈を通してご支援くださった方の声

とある映画で見た残酷なシーンが東南アジアに目を向けるきっかけとなり、その後、この地域で吉岡先生が一人で医療をされていることを知りました。両親が他界し、実家の姓が途絶えることになり、何とか形として残したいと思ったときに遺贈に出会いました。

我が家は両親ともに医療関係の仕事に就いていましたので、以前からこの分野に興味があり、さらにがんの家系でもあることから、開発途上国で子どものがん治療に取りくんでいるジャパンハートへの遺贈を家族の同意のもと決めました。誰一人取り残すことなく、産まれた命の幸せのために使っていただくことが、祖先への供養でもあると思っています。

60代 女性



他界した親族の遺贈がきっかけでジャパンハートに寄付し、故人の遺志を継ぎ自分自身もサポーターとして支援しています。故人は海外旅行中に見かけた、学齢期の子どもが観光客相手の仕事に従事している状況にショックを受けたようです。戦後まもない日本で自身が教員として働くなか、経済的事情で進学に悩む教え子がいた経験と重なったのかもしれない。教育格差の意味でも、Dream Train※の活動は大変重要な活動と思われ、ミャンマー以外での展開も期待しています。

医療支援に留まらないジャパンハートの活動はユニークで、必要性・重要度ともに高い活動と思います。基本的な医療体制の整備が求められるアジアの開発途上国において、子どもたちが基礎的な健康管理と治療が受けられる社会をめざすジャパンハートの今後の活動に期待しています。微力ながら私自身も継続的な貢献を続けたいと思います。

※Dream Train…ミャンマーのヤンゴンでジャパンハートが運営する児童養育施設。経済的事情などで人身売買の危機にあたり、教育が受けられない子どもたちを受入れている。

60代 男性

無償治療により命が助かった子どもたちの声

亡くなった姉と同じがんを発症した女の子とお母さん

母：「ジャパンハートに入院中は、無料ですごく高い医療を施してもらいました。看護師さんたちはとても親切にしてください、夜中でも寝ないでこの子のことを診ていてくれました。かつてこの子の姉を同じ小児がんで亡くしているから、手術前はすごくネガティブになり、うまくいか眠れない日々を送っていました。だから、手術が成功して無事に帰って来たときは、本当にうれしかったです」



レッカナーちゃん：「この病院のおかげで私は本当に元気になりました。お世話になった人たちに感謝を返すために、将来私はお医者さんになって、私みたいな病気の子どもの命を治したいです。今は学校にも行かせてもらっています」

母：「この子はすごく勉強を頑張っています。毎日朝から英語や国語の勉強をしていて、クラスのテストでは1番か2番をとっているようです。あの時、この子の命を守ってくれて、本当にありがとうございます。色々な支援をしてくれた方やお医者さんたち看護師さんたちに本当に本当に感謝しています」

15歳で脚の切断手術を受けたシナちゃん

—シナちゃんは、右大腿部骨肉腫というがんと闘っている女の子。脚に痛みを感じて受診すると、そこで告げられたのは「脚を切断しなくてはならない」という厳しい選択でした。しかし、どうしても受け入れられず一度は治療せずに帰宅しました。その後、薬草などを使用した伝統療法を試みるも効果は出ず、ついには耐えられないほどの痛みが走り手術を決断したのです。ジャパンハートこども医療センター※の小児病棟ではお姉さんのシナちゃん。病室では年下の子たちへの面倒見の良い一面が見えました。

退院したらやりたいことを聞くと、「また家族と一緒に暮らしたい。お母さんに会いたい。病気だから、やりたくてもできないことがたくさんあるけど、お化粧を勉強してみたいし、専門知識も身につけたい。今まで生きることができていたのは日本で応援してくれている人たちののおかげ。支援してくれる人がいなかったら、あのまま死んでしまっていたかもしれません。本当にありがとうございます」



ジャパンハートは、今後は術後の治療や義足でのリハビリなど、彼女に寄り添いながら心と身体のサポートを続けていきます。

※ジャパンハートこども医療センター…2016年に寄付でカンボジアに建てた病院。小児がんなどの高度医療を含む年間約2.5万件の無償治療を行っている。



『遺贈』とは、遺言によって、ご自身の財産の一部、またはすべてを特定の団体や個人に譲与することを言います。ジャパンハートを受取人にご指定いただくことで、そのご遺志は国内外で医療援助を必要としている方たちのために役立てさせていただきます。

01

遺言作成のご相談

遺言書の作成について、弁護士や信託銀行などの専門家に相談します。その際、相続手続きを行う『遺言執行者』を専門家に依頼します。ご希望により専門家をご紹介することもできます。

02

遺言書の作成

遺言書には『自筆証書遺言』や『公正証書遺言』があります。(→P.07) 兄弟姉妹や甥姪以外の法定相続人に法律が保障する遺産の取得割合(遺留分)に十分ご配慮の上、寄付金額をご指定ください。

03

遺言書の保管

自筆証書遺言は、ご自宅のほか、法務局でも保管することができます。公正証書遺言は、作った時点で公証役場に原本が保管されます。当団体を遺贈先に指定いただいた際はご一報いただければ幸いです。

04

ご逝去、遺言執行者に連絡

遺言執行者にご逝去の連絡がないと、遺言の執行が開始されません。あらかじめ信頼できる方に遺言執行者への連絡をご依頼いただいております。

05

遺言書の開示、遺言の執行

遺言執行者をご相続人や受遺者に遺言書を開示し、遺言の内容や執行手続きの流れを説明します。その後、財産調査・財産目録の作成・名義変更や解約換金・財産の引渡しなどを行い、寄付が実行されます。

06

領収書と感謝状お届け

認定NPO法人への寄付の証明を兼ねた領収書を発行しますので、相続税の申告や準確定申告にご利用ください。ご希望の方には、感謝状をお送りさせていただきます。

遺言書

第1条
私は、私の有する以下の不動産を、私の弟●●●●(昭和●年●月●日生)に相続させる。
<不動産の表示>(記載省略)

第2条
私は、私が有する金融資産を、前記弟●●●●に10分の9の割合で相続させ、特定非営利活動法人 ジャパンハート(東京都台東区寿1-5-10 1510ビル3階)に10分の1の割合で遺贈する。

第3条
私は、前条までに記載した以外の私の財産および私の債務を前記弟●●●●に相続させ、本遺言執行に係る費用を同人に負担させる。

第4条
私は、本遺言の財産に関する遺言執行者として、弁護士●●●●(住所:●●)を指定する。

第5条
遺言執行者に対する報酬は、遺言執行対象財産の相続税評価額に●%を乗じた額とする。

<付言事項>
.....

(日付) 令和●年●月●日 (氏名) ●●●● 印

自筆証書遺言として認められるためにはこの全文に加えて、日付・氏名の自書と捺印が必要です。

ここでは例として、不動産を弟さんに、金融資産を弟さんとジャパンハートに分けて残す内容としています。

家財など、不動産・金融資産以外の財産と債務を、弟さんに承継する内容です。

遺言執行者には弁護士などの専門家を指定します。

遺言執行報酬は、遺言執行者に相談し、合意した金額や料率を記載します。

遺贈寄付する理由や、ご希望の使い道については、付言事項にお書きください。

実印でなくても構いませんが、スタンプ印は避けましょう。

▶ 自筆証書遺言の特徴と注意点

遺言書には、主に自分で作成する「自筆証書遺言」と、公証人が作成する「公正証書遺言」があります。公正証書遺言については、お近くの公証人役場にご相談ください。自筆証書遺言には、以下のような特徴があります。

作成	遺言者本人が作成。遺言の内容、氏名、日付を手書きで作成し、捺印する。財産目録は、パソコンでの作成や、通帳コピーなどの別添でも可能。
保管	基本は、遺言者本人が保管。法務局に保管を依頼することもできる。
執行	遺言者死亡後、家庭裁判所で遺言書の検認手続きを経て執行される。ただし、法務局に保管されていた場合には、検認手続きは必要ない。



自筆証書遺言と公正証書遺言はどちらがおすすめ?

「自筆証書遺言」は自分で作成できるため、費用もかからずいつでも作成することができますが、不備があると無効になるほか、紛失などのリスクがあります。対して「公正証書遺言」は、費用や手間はかかりますが専門家と相談し作成するため不備が生じにくく、安全性・確実性の面から公正証書遺言をおすすめいたします。ご希望により、ジャパンハートが専門家をご紹介することもできます。

Q 寄付金の使い道を選ぶことはできますか？

A. ジャパンハートの活動全体や、途上国での子どもへの無償治療や医療人材育成、国内での小児がん支援や災害救援活動など、ジャパンハートの様々な活動の中からお寄付の使い道を指定することができます。

活動全体以外へのご寄付をご検討なさりたい方はお気軽にご相談ください。



Q いくらから遺贈できますか？



A. 金額の大小にかかわらず、遺贈寄付を承っております。「財産のうち現金●●円」「金融資産の10分の1」などのご指定方法によって、ご寄付いただくこともできます。

Q 不動産や有価証券など、現金以外の寄付も受け付けていますか？

A. 現金だけでなく、土地・家屋等の不動産、株式等の有価証券などの遺贈寄付も受け付けております。原則として現金以外のものは現金に換えさせていただいた(換価)上で、遺贈を受け付けておりますので、現金以外のご遺贈を検討されている場合は事前にご相談ください。



Q 包括遺贈は選択できますか？



A. 特定の財産を定めて遺贈する「特定遺贈」だけでなく、全財産、もしくは全財産について配分割合を指定する「包括遺贈」もお受けしております。ただ、債務を引き継ぐ可能性もあるため、原則として事前のご相談をお願いいたします。

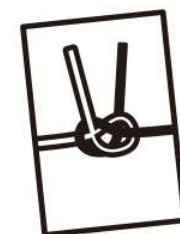
Q 遺言書を書くときは、誰に相談すれば良いでしょうか？

A. 遺言者の想いを確実に実現するため、遺言書を書くにあたっては、法的な知識と共に豊富な遺言執行の経験も非常に大切です。遺言書を作成するときには、弁護士や司法書士、行政書士などの専門家に相談しておく

と安心です。ジャパンハートから専門家の方をご紹介することもできますので、お気軽にご相談ください。



Q 遺言以外での寄付の方法はありますか？



A. 受け継がれた故人様の財産の中からお寄付いただく「相続財産からの寄付」や、香典返しに代えてご寄付いただく「香典返し寄付」をいただくことができます。「香典返し寄付」の場合には、お礼状をジャパンハートからご準備させていただきます。

Q 遺留分とは何でしょうか？

A. 遺言によっても奪うことのできない、相続人(配偶者、子または孫、父母または祖父母)に保障される最低限の遺産の取得割合です。遺留分を侵害する遺言書も法的には有効ですが、遺贈により遺留分を侵害された相続人は、遺留分に不足している額を請求することができます(遺留分侵害額請求)。トラブルなく遺言執行を行うため、可能な限り遺留分に配慮した遺言書をお書きいただくか、事前にご相談ください。



このほかのご質問・ご相談は、ジャパンハート遺贈窓口までお問い合わせください。

[TEL] 03-6240-1564 (平日10時~17時※年末年始・土日祝日除く)

[E-mail] izou@japanheart.org 「遺贈担当へ」とお伝えください。

ご遺族様からのご寄付の種類

故人様の想いを汲み、相続人様のご意志でご寄付をいただく方法もございます。

相続財産からのご寄付

1 相続の開始

故人の相続財産を遺言や遺産分割協議で受け取られた方が、ジャパンハートへの寄付をご検討される際は、お問い合わせください。詳しいお手続きをご案内いたします。

2 領収書の送付と感謝状の贈呈

ご入金確認後、領収書、また、ご希望に応じて感謝状を贈呈いたします。

3 相続税の申告

相続財産からジャパンハートへご寄付いただいた財産には、相続税がかかりません。この「相続税の非課税措置」を利用するには、ジャパンハートからお送りした領収書を添付して、相続開始の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告を行う必要があります。

4 確定申告（寄付金控除）

ジャパンハートへのご寄付は、確定申告により寄付金控除の対象となります。所得控除と税額控除のどちらか有利な方をご選択いただけます。また、お住まいの自治体によっては、住民税の寄付金控除を受けられることがあります。

相続税の非課税措置と寄付金控除は、両方とも受けることができます。

香典返しに代えてのご寄付

ご葬儀に寄せられた香典や供花代へのお礼を、品物ではなく「寄付」という形で、会葬者の方々に返しする方法があります。

ジャパンハートが会葬者の方々に宛のお礼状をご用意いたしますので、必要枚数と文面をお知らせください。ご寄付の入金確認後に、領収書とともにお礼状をお送りいたします。

～ジャパンハートの現場から～

From カンボジア

父親をがんで亡くした悔しさから、 途上国でがんと闘う 子どもたちを救う医師へ

中学生の頃、父親が脳腫瘍のため亡くなったのがきっかけで医師を志しました。先進国では8割が助かる小児がんが、途上国では生存率がたった2割という事実衝撃を受け、それを改善すべく2017年よりこの地で活動しています。新型コロナ流行による日本人の渡航規制を機に、現地の医療者たちが成長し、今では彼らだけで小児がんの手術もできるようになりました。今後も「持続可能な医療」の実現に向けて人材育成に注力し、より多くの子どもたちの命が救える体制をつくりたいと考えています。

嘉数真理子
ジャパンハート子ども医療センター小児科部長
長期ボランティア医師



From ミャンマー

医療崩壊が続くこの国で “命の最後の砦”となる

2021年の軍事クーデター発生により、今まで築きあげたものが一転しました。国立病院は機能しなくなり、医療保険制度がないため貧しい人は私立病院には行けず、治療を諦めることもあります。「病院が閉鎖され途方に暮れていたところ、日本の団体が無償で診てくれる病院があると聞きここに辿り着いた」と、最後の望みをかけてやって来る人々が後を絶たず、ジャパンハートの必要性はますます高まっています。どんな状況でも前を向いて生きようとするミャンマーの人々を救い、彼らと明るい未来を作っていきたいです。

河野朋子
プロジェクトディレクター
看護師・助産師



From 被災地

誰もやらないならば私たちがやろう。 取り残された人々のために

発災直後に医療チームを派遣する緊急救援から、急性期を終えたあとの被災者の方々のメンタルケアまで長期にわたる活動を行っており、一人ひとりに寄り添う支援を強みとしています。

明日、もしも新たな災害が起きたら？自分や家族が絶望の淵に立ったとき、手が差し伸べられる仕組みは果たして十分か？「外部の支援者として現場の代弁者であれ」を信条とし、NPOならではの柔軟性を活かして、企業でも行政でも手の届かないところを救えるよう、常にその時その場所に必要支援の在り方を模索し、実行するチームをめざしています。

高橋茉莉子
災害支援・対策セクション部長



From 日本

ジャパンハートの原点と、 日本の“医療の届かないところ”

1995年、かつての大戦下ミャンマーで家族を亡くされた慰霊団の皆様から、「ミャンマーで貧困や病気に苦しむ子どもたちのために医療活動をしてほしい」とご依頼いただいたことがはじまりでした。

そして私たちは現在、開発途上国だけではなく、“病気と闘う人々の心”も医療の届かないところと考え、日本で小児がんの子どもとご家族のお出かけ・旅行をサポートする「スマイルスマイルプロジェクト」という活動も行っています。このような時間を実現することも医療の一つであると社会に浸透するまで、この取り組みを続けていきます。

吉岡 春菜
ジャパンハート理事長
スマイルスマイルプロジェクトリーダー





21世紀。こんな時代がすすんでも、
戦争や貧困や差別はなくなるんだなあとってしまう。
日本に生まれて育って生きてきた私には、そんな現実が未だに
世界では当たり前にあることが信じられない気もする。
それを少しでも解決したくて自分の人生や時間を使い生きてきたが、
どうも時間が足りないらしい。

このあとは後進に託すほか道はないようだ。

私は彼らが日本や世界を少しでもより良い未来にしてくれると信じている。
医療で、特に子どもを助ける人々にその想いを伝え、託していきたい。
私が確かにこの世界に生きて、存在した価値を持っていたのだと
自分自身に証明しようと思っている。

ジャパンハート創設者
小児外科医

吉岡秀人

▶経歴：1965年大阪生まれ。1995年に単身ミャンマーへ渡り無償の医療活動を開始。
2004年にジャパンハートを設立し、今もなお途上国の医療現場の前線に立ち続けている。



Japan
Heart

〈遺贈のご相談・お問い合わせ〉

(認定) 特定非営利活動法人ジャパンハート

東京事務局 〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-10 1510ビル3階

TEL.03-6240-1564 (10~17時※年末年始・土日祝日除く)

E-mail : izou@japanheart.org (遺贈担当) <https://www.japanheart.org/lp/izoukifu>

